

事務連絡
令和8年5月20日

一般社団法人日本船主協会会長 殿
一般社団法人日本外航客船協会会長 殿
日本内航海運組合総連合会会長 殿
一般社団法人日本旅客船協会会長 殿
一般社団法人日本造船工業会会長 殿
一般社団法人日本中小型造船工業会会長 殿
一般社団法人日本舶用工業会会長 殿

国土交通省海事局
外航課長
内航課長
船舶産業課長

石油関連製品や潤滑油等の安定供給に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、シンナー、塗料等の石油関連製品について、その安定的な調達に懸念の声が挙がっているものと承知しております。潤滑油等についても、日本全体で必要な量は確保されておりますが、本年3月下旬頃から、供給の先行きに不安を抱く流通事業者や需要家から前年同月を大きく上回る量の注文が行われた結果、通常どおりの注文をしている流通事業者や需要家への供給が滞り、一部の需要家において潤滑油等の調達に時間を要するなど、供給に偏りが生じているものと承知しております。

このような状況を踏まえ、別添1のとおり、石油関連製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、3月30日付けで石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について要請しているところです。また、別添2のとおり、資源エネルギー庁においては、4月17日付けで潤滑油等の関係事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、潤滑油等の安定供給確保に向けた御協力について要請しているところです。

石油関連製品や潤滑油等については、国土交通省や経済産業省において、燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、目詰まり解消を図るための対応を進めているところです。

つきましては、上記の要請を踏まえ、石油関連製品や潤滑油等について、日本全体で必要な量は確保されている中、供給不安から必要量を大きく上回る注文が行われることがないように、不要不急の購入は控えていただきますように貴団体より会員各位への呼びかけをお願いいたします。また、石油関連製品や潤滑油等の調達について、関係事業者間で調整しても、なお課題が生じている場合には、調達困難になる前に早めに国土交通省の相談窓口へ供給元や今後の調達見込みなど、サプライチェーンに関する情報を提供いただきますよう、貴団体より会員各位への周知をお願いいたします。

引き続き、石油関連製品や潤滑油等の安定確保に向け、国土交通省としても、経済産業省等と緊密に連携しながら全力で対応してまいりますので、御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

(参考) 燃料油や石油製品の供給に関する相談窓口

1. 情報提供の連絡先

①外航旅客船・外航貨物船関係

hqt-gaikouka-s3★ki.mlit.go.jp

②内航旅客船・内航貨物船関係

hqt-toritekinaiko★ki.mlit.go.jp

③造船・船用工業関係

hqt-mb-sbsm★gxb.mlit.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

2. 情報提供いただく内容

供給元、対象物資、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱

相談窓口へ寄せられた情報については、経済産業省等とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて確認をさせていただく場合があります。

以上

2026年3月30日

石油関連製品事業者 各位

経済産業省 製造産業局長 伊吹 英明

石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む）におかれましては、我が国における国内の石油関連製品の安定供給確保に万全を期すべく、対応頂いているところです。

他方、流通面において、一部の需要家において石油関連製品の調達が困難となる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、国民生活に支障が生じることのないよう、特に医療用途等のサプライチェーンに留意いただき、石油関連製品の安定供給を実施されるよう要請します。

また、石油関連製品の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対し偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。

◇本件に関するお問い合わせ先：

経済産業省 製造産業局 素材産業課 : 03-3501-1737

令和 8 年 4 月 1 7 日

潤滑油等関係事業者各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部
部長 和久田 肇

潤滑油等の安定供給確保に向けた御協力について

現下の中東情勢を踏まえ、基油（ベースオイル）を含む潤滑油等（以下、「潤滑油等」という。）の関係事業者（製造事業者、卸売事業者を含む。）におかれましては、我が国における国内の石油製品の安定供給確保に万全を期すべく、ご対応いただいているところで

す。

資源エネルギー庁としては、足下、軽油や A 重油等の石油製品について、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じていることをから、4 月 9 日に、特定石油精製業者に対し、前年同月比同量を基本として供給を継続するよう要請を行いました。

他方、この要請に先立つ本年 3 月下旬頃から、供給の先行きに不安を抱く流通事業者や需要家から前年同月を大きく上回る量の注文が行われた結果、日本全体で必要な量は確保されているにもかかわらず、通常どおりの注文をしている流通事業者等への供給が滞り、一部の需要家において潤滑油等の調達に時間を要する等、供給に偏りが発生していると聞いています。

このため、潤滑油等関係事業者の皆様におかれては、潤滑油等の安定的な供給に努めるべく、前年同月比同量を基本としつつ、3 月に前年同月を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては 4 月以降の供給量を調整し、供給を継続していただくよう要請します。また、潤滑油等の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対して偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。経済産業省においても情報提供窓口を設置し、目詰まり解消の対応を進めております。

なお、海外から輸入する基油（ベースオイル）等の原料の調達について、関係事業者間で調整の上、なお課題が生じている場合には、速やかに資源エネルギー庁に御相談いただくようお願いします。

引き続き、潤滑油等を含む石油製品の安定供給確保に向け、関係事業者と緊密に連携しながら全力で対応を進めておりますので、御理解と御協力をよろしく願いいたします。

(参考)「燃料油や石油製品の供給に関する情報提供」の受付について

1. 情報提供の連絡先

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260314002/20260314002.html>

2. 情報提供いただく内容

調達先、対象製品、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、特定石油精製業者や潤滑油等関連団体等とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、経済産業省より確認をさせていただきます場合があります。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課　： 03-3501-1993

以上